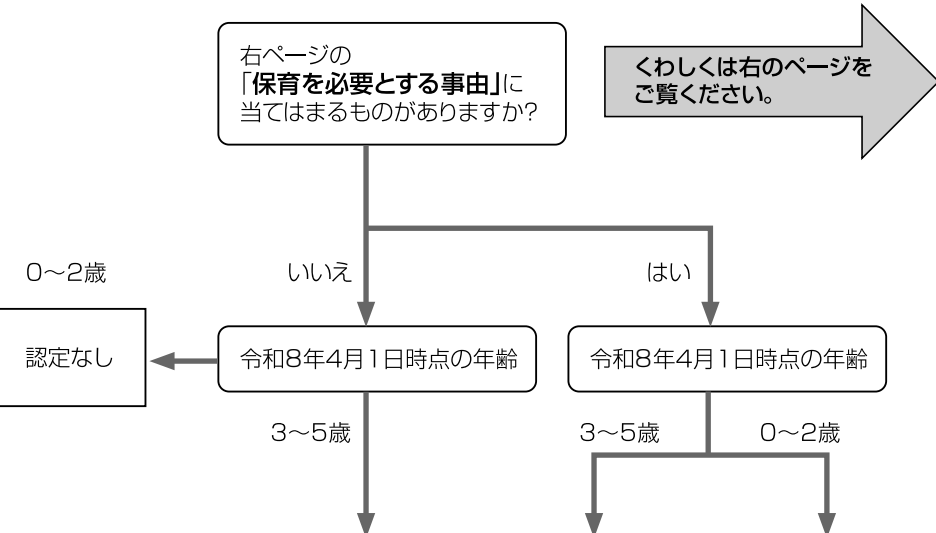


3. 教育・保育給付認定と保育時間

(1) 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するには、保護者の方が「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
認定には1号・2号・3号があり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

あなたの認定区分は？



認定区分	1号	2号	3号
利用できる施設			
①私立幼稚園	○		
②小学校隣接認定こども園(※)	○	○	
③私立認定こども園	○	○	○
④公立みらいこども園(※)		○	○
⑤私立認可保育園		○	○
⑥地域型保育園 (小規模・事業所型)			○

※「②小学校隣接認定こども園」には、天久・大道みらいこども園（3～5歳クラス）含む
※「④公立みらいこども園」は天久・大道みらいこども園（0～2歳クラス）、宇米原みらいこども園、久場川みらいこども園

※ 認可外保育施設に入園を希望の方は、直接施設へお問い合わせください。
P.55、56「認可外保育施設一覧」参照



(2) 「保育を必要とする事由」と保育時間

「保育を必要とする事由」のことを「要件」と呼び、以下の10種類です。すべての保護者が要件に該当する必要があります。保育時間とは、保育園等を利用できる時間で、1日11時間（標準時間）または1日8時間（短時間）のいずれかになります。保護者が申請した「要件」に基づいて下表のとおり保育時間を決定しています。

保育を必要とする事由（要件）	施設を利用できる期間	保育時間
1 保護者が月64時間以上就労している	就労期間中	短時間（※1） （月120時間未満の就労） 標準（月120時間以上就労）
2 保護者が妊娠中または出産後4か月以内である	妊娠中から産後4か月まで（※2）	標準
3 保護者が疾病、障がいを持っている	診断書による療養期間中 障害者手帳等の有効期間内	標準
4 保護者が同居親族の看護や介護をしている	診断書による療養期間中	標準
5 保護者が災害復旧にあたっている	3か月ごとに更新が必要	標準
6 保護者が求職中または起業準備中である	連続3か月まで	短時間
7 保護者が就学中である ※学校教育法で規定する教育施設のみ	就学期間中	短時間（月120時間未満） 標準（月120時間以上）
8 虐待やDVのおそれがある	市長が認める期間中	標準
9 保護者が育児休業中である（※3）	育休対象児が2歳になる月末まで	短時間
10 みなし育休（※3）	育休対象児が2歳になる月末まで	短時間

※1 シフトや通勤時間等の事情で標準時間の認定が必要な場合は、申請により変更できる場合があります。
※2 4か月の数え方は「生まれた日の属する月の翌月から数えて4か月」
（例）4月1日出生の場合、5月から8月までの4か月間
※3 育児休業中、または育児休業中でない保護者が2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだいの保育を必要とすることをいいます。ただし育児休業、みなし育休の対象児童については、保育の必要性の認定ができません。

◆保育時間の例◆

具体的な時間は施設によって異なりますので、認可施設情報一覧（P.41～）をご確認ください。

～あるこども園の1日～



保護者のいずれかが短時間認定である場合、世帯としては短時間に認定します。

例：父が月120時間以上勤務で標準認定だが、母が月120時間未満勤務で短時間認定の場合、世帯としては短時間として認定します。